経営会議の内容

件 名	大和市火災予防条例及び規則の一部改正について
所 管 部	消防本部
日時・場所	平成27年 8月25日(火) 14:40~ 15:10 政策会議室
出席者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、予防課長
提出理由	「違反対象物に係る公表制度」の実施に向け、大和市火災予防条例及び規則の 一部改正を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	 【主な意見等】 ・公表の対象は対象物の所有者か。賃貸物件の入居者は公表の対象になるのか。 (所管部)賃貸物件については、基本的には所有者が必要な設備を設置して賃貸に出すことから、いずれにしても公表の対象は所有者と考えている。 ・消防庁は、管内人口20万人以上の消防本部に取り組むよう通知しているが、それに満たない市町村においては危険性に違いがあるのか。 (所管部)人口が多い地域は一般的に都市部であり、そうした都市部では雑居ビルなど不特定多数が利用する建物が密集するなど、地方部と比べて配慮が必要な条件がある。 ・既に実施した消防本部での一定の効果とはどのようなものか。また、先行市で公表した実例があるのか。 (所管部)違反対象物の違反是正の促進が見られたようだ。また、従来の査察から命令の流れでは、対象者の公表手続きに半年以上かかることもあるなかで、その間は、利用者が違反状態を知る術がなかった。今回の公表制度により、利用者が違反状態を早めに知ることができ、被害の軽減が期待される。また、実際に政令市では既に公表している実績がある。 ・公表の対象となる防火対象物や違反の種類は、今回の条例・規則案以外の選択肢はないのか。 (所管部)国の通知では、その他についても地域の実情に応じて対象とすることができる、と示されており、今後、対象を変更することも妨げられるものではないが、現時点では、国の示す対象が本市においても効果的と考えている。
会議結果	案のとおり、進めていく。